

## 北海道発達支援推進協議会 開催要領

## 第1 目的

本道における障がいや発達の遅れがある子どもが、地域で必要な支援等を受け、乳幼児期から学齢期、成人期への育ちにつなげる支援の体制整備、及び関係機関等との密接な連携のもと総合的かつ効果的に施策の推進に関し、発達障害者支援法第19条の2第2項に規定する発達障害者支援地域協議会とし、有識者等から意見聴取、意見交換等を行うため、北海道発達支援推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## 第2 議題

協議会の議題は次の事項とする。

- (1) 発達障がい児等の支援に係る実態把握に関すること。
- (2) 発達障がい児等の支援に向けた対策の推進に関すること。
- (3) その他発達障がい児等の支援に関し、必要な事項。

## 第3 構成

- (1) 協議会は、次の構成員をもって構成する。
  - ア 障がいのある児（者）の保護者
  - イ 学識経験者
  - ウ 障がい児及び発達障がい児（者）関係団体の職員
  - エ 医療・保健・福祉・教育等に関する関係業務を行う者
- (2) 構成員は、保健福祉部長が選定する。

## 第4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。
- (2) 協議会に座長を置き、保健福祉部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 保健福祉部長が必要と認めたときには、部会を開催し、必要事項を協議することができる。

## 第5 その他

- (1) 協議会の事務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。
- (3) 運営にあたっては、教育庁が設置する「広域特別支援連携協議会」と密接に連携を図ることとする。
- (4) 児童福祉法第33条の22に規定する北海道障がい児福祉計画の策定に関して専門的な意見を聴取する機会とする。